

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、首都東京に隣接する立地上の優位性もあり、今日まで多くの人々、そして事業所が集まるまちとして発展してきた。

一方で、埼京線開通後の人口増加に伴う宅地開発による住工の混在化や、地価上昇等による工業系事業所の減少や大手企業の台頭などは、中小企業の存立基盤に大きな影響を与えている。

さらに、中小企業においては、人手不足や事業承継の課題にも直面している。

こうした中で、本市としては、市内で新たに工場の立地や設備投資等を実施した事業者への補助事業を始めとして、豊富なメニューでの支援策を講じているが、市内経済の更なる発展のためには、中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと考えられる企業づくりを支援していくことが課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の活発な設備投資を促進することで、市内中小企業者における人手不足の問題解決や新たな顧客、販路の獲得を図り、経済の好循環創出を目指す。

これを実現するための目標として、2年間の合計件数で20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者については、労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、「印刷製本関連産業」や「倉庫や配送センターなどの物流加工業」が盛んである等の特色があるが、市内全域で「卸売、小売業」、「製造業」、「サービス業」、「不動産業」等、多種多様な業種が展開をしており、戸田市の経済、雇用を発展させていくためには、全産業において、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対

象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市においては、面積が18.19km²のコンパクトな都市であり、市内全域において事業者の生産性向上を実現していく観点から、本計画の対象区域は、戸田市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市産業は、先述のとおり、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。